

# 資料 1

## 明石市民夏まつり事故調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 明石市民夏まつり事故の原因の解析を行うとともに、再発防止策の提言を行うため、明石市民夏まつり事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、学識経験者6名以内をもって組織する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、第1条に定める委員会の設置目的の事務が終了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は非公開とし、委員長は必要に応じて、別途、会議の内容を公表することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、市長に対し、必要な資料の提出を求めるとともに職員の出席を求めることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席及び資料の提出を要請し、意見又は説明を求めることができる。

### (調査班の設置)

第6条 委員会の事務を補佐するため、職員による調査班を設置することができる。

2 委員長は委員会の事務の遂行を図るため、調査班に必要な事項の調査を命じることができる。

### (費用の負担)

第7条 前条第4項の規定により、経費の負担が生じる場合は、市長において関係者に対し、費用の実費を弁償することができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

#### (招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。